受動喫煙防止対策に係る財政支援について

I 国(厚生労働省)による財政支援

(助成金)

- 〇喫煙室設置に係る助成金(※1)
 - ・対象業種、設備等: 飲食店、宿泊業等で喫煙室を設置する事業場に対し、喫煙室 設置に係る費用の 1/4、上限 200 万円で助成する。
 - (※1)23 年度概算要求中であり、確定しているものではない。

(融資)

- 〇生活衛生貸付(設備資金)
 - •実施主体: (株)日本政策金融公庫
 - 基準利率: (1)~(3)について、2.05~3.05%^{*2}(年利)
 - (※2) 5~20年以内の返済の場合。また、担保、第三者保証人を提供する融資の場合。

(1)一般貸付

·対象業種: 飲食店営業、喫茶店営業、理容業、美容業、興行場営業、旅館業、一般公衆浴場業等(設備資金)

(2)振興事業貸付

対象業種: 飲食店営業、喫茶店営業、理容業、美容業、興行場営業、旅館業、一般公衆浴場業等(設備資金)

- (3)受動喫煙防止資金
 - 対象業種: 飲食店営業、喫茶店営業、理容業、美容業、興行場営業、旅館業、一般公衆浴場業またはサウナ営業を営む会社・個人
 - ・対象設備: 店舗など多数の人が利用する施設において、他人のたばこの煙を吸わ されることを防止するために必要となる施設・設備
- Ⅱ 地方自治体による財政支援(神奈川県の例)

(融資)

- 〇小規模事業資金(分煙設備等整備融資)
 - ・対象業種: 従業員数30人^(※3)以下の小規模事業者、従業員数30人以下の医業 を主たる事業とする法人
 - (※3)商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については10人

・対象設備: 分煙の措置又は喫煙所の設置に必要な経費

・融資利率: 2.1%以内(固定金利)

(利子補給)

- 〇中小企業受動喫煙防止設備資金利子補給
 - •対象業種: ①かつ②を満たす事業者
 - ① I (3)受動喫煙防止資金 又は
 - Ⅱ 小規模事業資金(分煙設備等整備融資) を受けた事業者
 - ②従業員数30人(※4)以下の小規模事業者、従業員数30人以下の医業を主たる事業とする法人

(※4)商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については10人

・利子補給率: 融資利率の 1/2